

紙の呪縛？ -- アルゼンチン・ブエノスアイレス市 における電子投票（特集 選挙の風景）

| | |
|-----|--|
| 著者 | 菊池 啓一 |
| 権利 | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp |
| 雑誌名 | アジ研ワールド・トレンド |
| 巻 | 251 |
| ページ | 24-25 |
| 発行年 | 2016-08 |
| 出版者 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 |
| URL | http://hdl.handle.net/2344/00002893 |

紙の呪縛？

―アルゼンチン・ブエノスアイレス市における電子投票―

菊池 啓一

選挙の実施に際して、「お国柄」がもつともよく表れる特徴のひとつが投票用紙や投票方式である。

日本の選挙権を持つ筆者にとつては、投票用紙の枠内に鉛筆で候補者名を記入し投票する方法が「あたりまえの投票方式」である。公職を対象とした選挙だけでなく、その他の選挙（たとえば、某学会の理事選挙など）でも同じような投票方式が採用されていることから、筆者の感覚は日本の多くの人々の間で共有されているのであろう。

しかし、他国の人々に日本の投票方式を説明すると、大抵驚かれる。そして、十中八九、「どうして、日本のような技術力の高い国が電子投票を導入しないのか」などと質問されることになる。日本でも、二〇〇一年の「電磁記録投票法」の成立によって地方選挙での電子

投票は認められているが、おそらくその法律の存在を知らない有権者が大半であり、ほとんど用いられていない。日本で電子投票が普及しないには様々な理由があると考えられるが、そのひとつに現在の投票用紙を使った方式があまりに当たり前になってしまっていること、すなわち、「紙の呪縛」の存在は否定できないように思われる。

本稿で紹介するアルゼンチンの首都ブエノスアイレス市における電子投票も、そんな「紙の呪縛」を受けているかもしれない事例である。

●従来の投票用紙

アルゼンチンでは有権者登録をしている一六〜一七歳と七一歳以上の国民の投票は任意であるが、一八〜七〇歳の有権者の投票は義

務である。そして、ブエノスアイレス市民は、二〇一五年に六回投票所に足を運ぶことを余儀なくされた。そのうち、四月二六日の市長・市議会議員・行政区評議会委員予備選挙、八月九日の大統領・下院議員・メルコスール議会議員予備選挙、一〇月二五日の同本選挙、十一月二二日の大統領選決選投票では、従来どおりの紙の投票用紙が利用された。なお、下院選とメルコスール議会選の全国区では拘束名簿式比例代表制が採用されている。

日本と同様に学校等に設置された投票所に赴いた有権者は、指定された受付で一般市民から選ばれた選挙管理員に国民IDを提示し、白い投票用封筒を受け取る。そして、「暗室」と呼ばれる投票室に入る。「暗室」は実際に投票を行うスペースであるため、複数の有

権者が同時に入室することはできない。

「暗室」には写真①のような各政党・政党連合の候補者が印刷された投票用紙が置かれている。そのなかから、有権者は自分が投票したいと思う政党・政党連合の投票用紙を選び、白い投票用封筒に入れて封をする。そして、「暗室」を出て、選挙管理員の目の前に置かれている投票箱にその封筒を投げ、投票を完了する。

それでは、大統領選では政党A、下院選では政党Bに投票したいような場合は、どうすればよいのであろうか。そのような「分割投票」を英語では split-ticket voting と



写真① 10月25日の選挙の投票用紙（見本）。政党連合「カンビエモス」の大統領および副大統領候補・メルコスール議会議員候補（全国区）・下院議員候補・メルコスール議会議員候補（地方区）が印刷されている（筆者撮影）

呼ぶが、アルゼンチンでは文字どおり投票用紙を「引き裂く」必要がある。すなわち、写真①の点線部分で投票用紙を切り、政党Aの投票用紙の大統領選の部分と政党Bの投票用紙の下院選の部分を含む投票用封筒に入れることになる。

●地方選挙の「電子投票用紙」

アルゼンチンではこのような投票方式が長年にわたって用いられてきており、十分な量の投票用紙の供給は各政党・政党連合の義務である。しかし、「暗室」に置かれるべき投票用紙の盗難（その政党に誰も投票できなくなる）や、「チェーン投票」（買収に応じた有権者に予め有効票入りの投票用封筒を渡すこと）など、この方式にまつわる不正は枚挙にいとまがない。そこで、各州で地方選挙への電子投票の導入が議論されるようになり、ブエノスアイレス市でも二〇一五年六月七日に市最高裁が新方式の採用を承認した。ただし、それはブラジルのような電子投票端末を使って投票行為をすべて電子化したものではなく、投票用紙の電子化であった。

七月五日の市長・市議会議員・

行政区評議会委員本選挙と七月一九日の市長選決選投票で使用されたのは、すでにサルタ州で導入されていたマジックソフトウェア・アルゼンチン社製の「電子投票用紙」（写真②）である。投票所に赴いた有権者は、選挙管理員に国民IDを提示し、電子投票用紙を受け取る。その際、選挙管理員は、丁度割り印のようになっていた投票用紙の右端部分を切り離す。

新たな投票方式の下では、日本と同様に体育館のような場所に複数の投票ブースが設置される。個々の投票ブースにはタッチパネル付きの「投票印刷機」があり、有権者は表面（写真②）を上にして投票用紙を「投票印刷機」に挿

入し、タッチパネルで投票する政党・政党連合を決定する。すると、投票用紙に内蔵されているICチップ（RFID）に投票が記録され、裏面（写真③）に投票した政党・政党連合の候補者の一覧が印刷される。そして、有権者は電子投票用紙を二つ折りにし、選挙管理員の目の前に置かれている投票箱にそれを投じる。

このように、ブエノスアイレス市で新たに採用された投票方式は、電子投票とはいっても投票行為のすべてを電子化したものではなく、「紙の呪縛」の影響がまったく感じられないわけではない。ただし、選挙実施後の人々の反応は概ね良好であり、投票所における待ち時間の短縮や開票作業の迅速化・正

確化などが評価されている（参考文献①）。また、投票用紙を切り離す手間がなくなることから、選挙によって異なる政党・政党連合に投票する「分割投票」が従来の紙の投票用紙の使用時よりも増加すると考えられる。国政選挙でもいずれ「電子投票用紙」が使用されるようになるのか、今後の動きが注目される。

《付記》

「電子投票用紙」に関する情報収集に際し、ブエノスアイレス市政府・政治改革実務管理担当のフアクンド・ガルバン氏の協力を得た。ここに記して感謝したい。

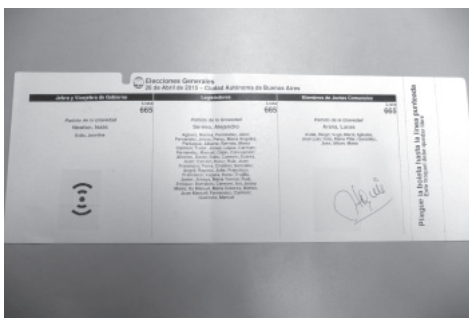
（きくち ひろかず／アジア経済研究所 ラテンアメリカ研究グループ）

《参考文献》

- ① Lozano, Luis Francisco, "La Boleta Única Electrónica," *Revista Pensar en Derecho*, No.7, 2015, pp.127-135.



写真② 2015年のブエノスアイレス市地方選挙で使用された電子投票用紙の表面（見本）（筆者撮影）



写真③ 2015年のブエノスアイレス市地方選挙で使用された電子投票用紙の裏面（見本）（筆者撮影）